

京浜港船舶津波対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、京浜港（横浜区及び川崎区に限る。以下同じ。）船舶津波対策協議会（以下「協議会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 京浜港における津波による船舶の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 港内津波影響に関する調査
- (2) 船舶対応策の策定
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、横浜海上保安部におく。

(会員)

第5条 協議会は、別表に掲げる京浜港に関係ある行政機関及び企業並びに団体をもって会員とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長及び副会長は、会員の中から選任する。

3 会長及び副会長の任期については基本的に定めず、改選の必要が生じた場合に協議会で協議する。

(協議会)

第7条 会議は、会長が必要と認める場合、召集するものとする。

(検討部会の設置)

第8条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るために必要と認めたときは、会員の了解を得て、検討部会を設けることができる。

(検討部会の構成)

第9条 検討部会は、部会長1名及び部会員若干名をもって構成する。

2 部会員は、会員の中から選任する。

(検討部会の部会長)

第10条 検討部会の長は、検討部会の会員の中から選任する。

2 部会長は、部会を招集し、その会議を主催する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会員の了解を得て定める。

附 則 この会則は、平成 17 年 3 月 4 日から施行する。

附 則 平成 27 年 6 月 10 日改正

附 則 平成 28 年 2 月 29 日改正

附 則 令和 4 年 3 月 11 日改正

附 則 令和 7 年 9 月 1 日改正

別表（第5条関係）

京浜港船舶津波対策協議会会員（順不同）

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・ 横浜市総務局危機管理室 | ・ 横浜海上保安部 |
| ・ 川崎市危機管理本部 | ・ 川崎海上保安署 |
| ・ 横浜市港湾局 | 【オブザーバー】 |
| ・ 川崎市港湾局 | 神奈川県警察本部 |
| ・ 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所 | |
| ・ 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 | |
| ・ 横浜市消防局 | |
| ・ 川崎市消防局 | |
| ・ 横浜地方气象台 | |
| ・ 外国船舶協会 | |
| ・ 日本内航海運組合総連合会 | |
| ・ 港内交通船関係者 | |
| ・ 港内遊覧船関係者 | |
| ・ 横浜地方海運組合 | |
| ・ 船舶けい留施設運営会 | |
| ・ (一財) 日本船渠長協会 | |
| ・ 横浜回漕協会 | |
| ・ 神奈川県船舶代理店協会 | |
| ・ 横浜川崎区外船連絡会 | |
| ・ 東京湾水先区水先人会 | |
| ・ 横浜川崎曳船株式会社 | |
| ・ (公社) 関東小型船安全協会 | |
| ・ (一社) 日本埋立浚渫協会関東支部 | |
| ・ 横浜市漁業協同組合 | |
| ・ 株式会社東洋信号通信社 | |
| ・ (公社) 東京湾海難防止協会 | |
| ・ 日本沖荷役安全協会横浜支部 | |
| ・ 東京湾油送船繋船場協同組合 | |
| ・ 横浜小型タンカー船主協同組合 | |
| ・ 神奈川県釣船業協同組合金沢支部 | |
| ・ 横浜ケミカル運航連絡協議会 | |
| ・ 横浜川崎国際港湾株式会社 | |
| ・ 横浜港埠頭株式会社 | |

別表（第9条関係）

京浜港船舶津波対策協議会検討部会名簿（順不同）

- ・ 横浜市総務局危機管理室
- ・ 川崎市危機管理本部
- ・ 横浜市港湾局
- ・ 川崎市港湾局
- ・ 横浜市消防局
- ・ 川崎市消防局
- ・ 横浜地方气象台
- ・ 外国船舶協会
- ・ 港内交通船関係者
- ・ 港内遊覧船関係者
- ・ 船舶けい留施設運営会
- ・ （一財）日本船渠長協会
- ・ 横浜回漕協会
- ・ 神奈川県船舶代理店協会
- ・ 東京湾水先区水先人会
- ・ 横浜川崎曳船株式会社
- ・ （公社）関東小型船安全協会
- ・ （一社）日本埋立浚渫協会関東支部
- ・ 横浜市漁業協同組合
- ・ 株式会社東洋信号通信社
- ・ （公社）東京湾海難防止協会
- ・ 東京湾油送船繋船場協同組合
- ・ 神奈川県釣船業協同組合金沢支部
- ・ 横浜ケミカル運航連絡協議会
- ・ 横浜川崎国際港湾株式会社
- ・ 横浜港埠頭株式会社
- ・ 横浜海上保安部
- ・ 川崎海上保安署
- 【オブザーバー】
- 神奈川県警察本部